第百二十四条第二項中「の種類の養殖業」を「の養殖業の種類」に改め、同項第一号中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、同項第二号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に、「種類のもの」を「もの」に改め、「当該養殖業」の下に「の種類」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「種類の養殖業に」を「養殖業の種類に」に、「各号のすべてに」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「種類の養殖業以外の養殖業の種類」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に改め、「場合以外」の下に「の場合」を加え、同項第二号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に、「政令」を「政令」に、「種類のもの」を「もの」に改め、同条第四項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「、第二項及び前項」に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合及び共済金の金額の算定の方法に関し次の各号のいずれにも該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、第一項から第三項までの規定により支払うものとされる場合のほか、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量（前条の規定によつて組合が塡補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、その場合の共済金の金額は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの損害額（前項に規定する特約がある場合にあつては、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとに当該特約に従い算定した金額）に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

一　第二項各号の政令で定める養殖業の種類に係るものにあつては、それぞれ当該各号の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外の場合に当該共済金を支払うものでないこと。

二　同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量（前条の規定によつて組合が塡補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

三　農林水産省令で定める要件に該当すること。

第百二十四条の二第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「のすべて」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。

第三章第四節を削る。

第百三十六条の三第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「のすべて」を削る。

第三章第五節を同章第四節とする。

第百四十条第一項第一号中「、養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改め、同条第二項中「、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類」を削る。

第百四十一条第一号中「、養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改め、「前条第二項の」を削り、「同項の養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては同項の特定養殖業の種類」を「養殖業の種類」に改める。

第百四十二条中「、第百二十五条の十二第五項」を削る。

第百四十三条第一号中「、養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改める。

第百四十七条の七中「、第百二十五条の十二第五項」を削る。

第百九十五条第一項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を、「共済契約者」の下に「（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）」を加え、同項第二号中「第百四条第二号」の下に「若しくは第三号」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「、養殖共済又は特定養殖共済の」を「の共済契約者（前号に掲げる共済契約者を除く。）又は養殖共済の」に、「、養殖共済又は特定養殖共済への」を「又は養殖共済への」に改める。

第百九十六条の十二中「漁獲金額」を「漁獲」に、「てん補されない」を「塡補されない」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中漁業災害補償法第百四十三条第二号の改正規定及び附則第五条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（第一条の規定による漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に成立している第一条の規定による改正前の漁業災害補償法（次項及び第三項において「旧法」という。）に基づく漁獲共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に成立している旧法に基づく漁業施設共済に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の日前に旧法第百八条第五項及び第百二十五条の六第三項において準用する旧法第百五条の二第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、第一条の規定による改正後の漁業災害補償法（以下この項において「新法」という。）第百八条第四項及び第百二十五条の六第二項において準用する新法第百五条の二第四項の規定によりされた公示とみなす。

（第二条の規定による漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に成立している第二条の規定による改正前の漁業災害補償法（次項において「第二号旧法」という。）に基づく漁獲共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に第二号旧法第百八条第四項及び第百二十五条の六第二項において準用する第二号旧法第百五条の二第四項の規定によりされた公示で、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、第二条の規定による改正後の漁業災害補償法（以下この項において「第二号新法」という。）第百八条第五項において準用する第二号新法第百五条の二第四項の規定によりされた公示とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂